

運輸安全マネジメント 実施マニュアル (令和2年度)

淡路交通株式会社

運輸安全マネジメント 実施マニュアル【令和2年度】

◆輸送の安全に関する基本方針

『安全管理規程 第三条・第四条』

◎安全確保に関する基本理念

「安全は全てに優先する」

私たちは、お客様に「安全」と「安心」を提供し、「快適」に目的地まで輸送することが最大の使命です。

◎安全方針

1. 輸送サービスを提供するあらゆる場面においてお客様の安全を最優先にする。
2. 安全に関する法令及び社内規定（マニュアル含む）を遵守する。
3. 重大事故・飲酒運転・無免許運転・無車検運行を撲滅する。
4. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を効率的に行う。
5. 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
6. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を共有する。
7. 輸送の安全に関する教育及び研修の具体的計画を策定し、これを実施する。
8. グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

◆輸送の安全に関する目標の策定

『安全管理規程 第五条』

◎輸送の安全に関する目標

- ・ **死亡事故 重大事故 ゼロ**
- ・ **有責人身事故及び車内事故 ゼロ**
- ・ **有責事故 前年度比 2割以上削減**
無事故連続日数100日以上

重点項目：高齢者の車内事故防止 並びに 回送時、車庫等施設内での事故撲滅

※令和元年度 自損有責事故含む 5件 自社責任交通事故 2件

◎目標達成に向けての重点施策

- ・「制限速度」超過の撲滅（ゆとりある「車間距離の確保」を含む）
- ・車内マイクを活用した注意喚起の実施（シートベルト着用確認の徹底）
- ・「回送時」及び「車庫内」等“気抜け・焦り状況”時の安全確認の徹底
- ・点呼時の体調確認の徹底と健康管理への意識向上
- ・交通ルール（『横断歩道での歩行者優先』等）の再確認、徹底
- ・車内事故・トラブル防止に向けた接客業務の資質向上
- ・車両不具合を早期発見できるよう車両研修を実施
- ・新人及び高齢運転士への安全意識向上を目指した指導教育の充実

◆輸送の安全に関する計画の作成

『安全管理規程 第六条』

◎輸送の安全に関する運転士教育の充実

1. 関係当局からの通達等に沿った事項

- ・「全国交通安全運動」(春・秋)
- ・「交通事故防止運動」(夏・年末)
- ・「年末年始安全総点検」(12月～1月)
- ・「全国労働衛生週間」(秋)
- ・「全国安全週間」(夏)
- ・「火災予防運動」(春・秋)

2. 運転士の実務的教育

- ・新入時の基礎訓練(座学講習・添乗講習等)の徹底強化
- ・入社後の教育(3か月後・6か月後)の徹底強化と追跡確認
基本的運転技能、車種毎(高速・大型・中型)の運転感覚及び技能、
車両構造等の知識習得、接客業務の資質向上
- ・選任後5年未満の運転士を対象とした「緊急時等の“焦り”」「回送時等の
“気抜け”」時の心理状況を考慮した安全教育の充実
- ・現場管理監督者(チーフ運転士含む)の添乗講習の実施及び拡充
- ・運転士全員を対象とした定期的な「安全運転講習」(デジタルタコグラフ
とドライブレコーダーを活用)の実施強化
- ・高齢運転士を対象とした「体調管理の重要性」「経年による感覚のズレ」
などを認識させ、現実的な事故防止につながる講習の強化推進
- ・外部の関係諸団体と連携した「体験型講習」を積極的に展開し、継続的な
実務講習の実施拡充

3. 「運転士小集団活動」の実施継続

- ・所属毎に7～8名程度のグループに編成し、各グループに「リーダー」を
任命のうえ運転士同士で討議し、「安全運転」への意識改革、運転技術の
伝播等を促していく活動を実施する。
- ・概ね、半年毎に「ミーティング」を持ち、お互いの「ヒヤリハット体験」
等の披露、事件事例の分析等を行い、「安全意識」の高揚を図る。
(タイムリーな問題等発生の場合、緊急ミーティングも開催する。)
- ・グループを担当する運行管理者も積極的に活動に参画し、情報の収集、意
識の共有化を図り、事故撲滅を目指す。

4. 日常業務の中での必要に応じた教育

- ・事故惹起者、問題のある運転士等との個別面談(カウンセリング)による
原因分析と再発防止対策指導(運行管理者による個別教育の拡充)
- ・「適正診断」結果を活用した指導、教育
- ・月毎の「目標設定」掲示物による注意喚起
- ・管理者(チーフ運転士を含む)と運転士のコミュニケーションによる問題
意識の共有(「日々教育」から運転士の些細な行動の変化を掴む)
- ・緊急対応(事故及び異常気象時等)の知識向上と訓練の実施
- ・「労働時間等の改善基準のポイント」「緊急時の対応マニュアル」等を定期
的に講習し、乗務員の知識向上を目指す

5. 「振り返りチェック」制度による問題意識の高揚

- ・全運転士を対象に自分の「運転行動」を振り返ってチェックさせ、問題点等の抽出を行うと共に、事後に改善できたかどうかを自己診断する。
- ・自分自身の運転行動を見直すことにより、「安全運転」に対する意識を高め、改善点を明確にさせる。

◎管理、監督による安全確保

1. アルコールチェッカー（ALC-PRO II）による厳格確認

- ・0.05 mg/L から検知可能なALチェッカー(ALC-PRO II)の導入、運用により「飲酒運転」撲滅を機械的にサポートする。

2. 管理監督者による点呼確認の立会いを実施（随時）

- ・管理者による早朝点呼確認の立会いを実施する。

◎専門機関を活用した講習、研修等の実施

1. クレフィール湖東での安全運転研修の受講

- ・2年度中には、新人運転士を対象に「基礎研修」受講を予定。

2. 自動車事故対策機構での「適性診断」（一般・初任・適齢）の受診

- ・2年度中には、合計25名程度の受診を予定。

3. 自動車事故対策機構での「運行管理者講習」の受講

- ・2年度中には、運行管理者、補助者等を含め、運輸に係る事務員全員を対象に受講を予定。

4. 外部専門機関を活用しての安全講習等の実施、「乗り方教室」を開催

- ・所轄警察署、NASVA及びNEXCO西日本と調整し、2年度中に運転士並びに運行管理者等を対象に出前講習を複数回数計画。
- ・社会福祉協議会に依頼し「障害者差別解消法」に関する研修を実施予定。
- ・小学生を対象とした「バスの乗り方教室」「社会学習」の開催を通じて、安全確認の基本を再認識。

◆社内組織・安全統括管理者の選任及び解任

『安全管理規程 第八条・第九条』

◎安全マネジメントの体制

1. 当社の運輸安全マネジメントの組織図……別図1のとおり

- ・「安全統括管理者」の下に「安全統括責任者」「安全責任者」を配置し、それぞれ「病気等での不在」時の代務者体制をとる。
- ・社内に「安全運行対策会議」を構成し、輸送の安全の確保に関する目標、計画を策定したうえで、これを検証、改善していく組織を構築する。また、同時に「労働衛生関係会議」も開催して“健康起因事故の撲滅”を目指し、健康管理の重要性の確認、労働衛生環境の改善を図る。

【安全運行対策会議：メンバー】※定例会議を開催

常務取締役	山地 康夫	運輸部長	森崎 芳文
業務課長	東根 孝行	運輸部課長	綱本 善哉
洲本営業所長	東 成保	福良営業所長	高木 優
業務課係長	片岸 章文	業務課係長	上田 智弘

[オブザーバー]

取締役総務部長 吉田 祐司 総務課長 紀本 博巳

注：適宜、運転士等も選抜して会議に参加させ、意識高揚を図る。

2. 安全統括管理者の選任及びその他必要な責任者

安全統括管理者 常務取締役 山地 康夫

※安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合は、安全統括責任者（運輸部長）が代理を務める。

【その他必要な責任者】	安全統括責任者	運輸部長	森崎 芳文
	安全責任者	運輸部業務課長	東根 孝行

◆輸送の安全に関する情報の共有及び伝達

『安全管理規程 第十二条』

◎情報を共有できる体制づくり

1. 経営トップと管理部門のコミュニケーション

- ・業務調整会議

社長以下、役員及び部課長で構成する毎月の定例会議。

- ・安全運行対策会議

安全統括管理者以下、部課長、営業所長で構成する定例会議。

なお、運転士等からも選抜のうえ会議に参加し、階層間のコミュニケーション促進、意識の共有化を図ることとする。

2. 管理部門と現場及び現場内コミュニケーション

- ・運輸部所長会議……運輸部門の部課長、営業所長その他で構成。
- ・運行管理者会議……上記に運行管理者、補助者、チーフ運転士を含め構成。
- ・運転士小集団活動……「安全委員」を含む運転士全員と担当運行管理者及び本社管理者をオブザーバーとして構成。日常業務の中でも積極的に情報交換することとする。
- ・教育担当者会議……教育担当者（所長を含む）が実施した教育を評価し、必要に応じて改善を行う。
- ・チーフ運転士会議……前・後期でチーフ運転士と現場での指導教育の確認、評価を行う。

※各種会議体間で意識と情報を共有し、効率的な運営を目指す。

◆事故、災害時に関する報告連絡体制

『安全管理規程 第十三条』

◎緊急時の連絡体制

重大事故、異常気象、バスジャック等緊急事態が発生した場合、営業所長及び業務課長は、社長及び安全統括管理者、安全統括責任者（運輸部長）まで速やかに連絡する。

連絡を受けた社長及び安全統括管理者・安全統括責任者は、対応について、的確に指示を行う。（緊急連絡体制については、別図2を参照）

また、定期的に“緊急連絡訓練”を実施し、連絡網体制の課題を確認しつつ、改善を加えていく。

◆輸送の安全に関する内部監査

『安全管理規程 第十五条』

◎基本方針

「運輸安全マネジメント」が効果的に機能しているか、また、計画的に維持・改善されているかを検証するため、定期的に内部監査を実施する。

通例、年1回の監査を実施するが、「運輸安全マネジメント」に著しい影響を与えるような外的要因、組織の方針、計画等に大きな変更があった場合、または重大事故が発生した場合には、随時実施する。

◎実施方法

実施時期：毎年 3月

監査員：「安全運行対策会議」メンバー、又は安全統括管理者が指定した者

監査内容：運輸安全マネジメントの実施状況

輸送の安全に関する目標の達成状況及び計画の実施状況等

留意事項：①. 安全統括管理者は、監査員に対して内部監査チェックリストに基づき、監査をさせる。

②. 監査員は、独立性を持って公正な監査に努める。また、監査内容及び手法等についても広く情報を集め、スキルを高める。

③. 被監査側は、職位に関係なく謙虚な姿勢で監査に臨み、指摘、提案された改善事項については速やかに対処する。

◆情報の公開

『安全管理規程 第十七条』

◎公表方法

原則、自社ホームページでの掲示とする。（自社施設内掲示の併用もあり。）

◎公表する内容

- ・輸送の安全に関する基本的な方針
- ・輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- ・自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- ・その他輸送の安全に関して公表すべき事項

◆輸送の安全に関する記録の管理等

『安全管理規程 第十八条』

◎文書管理

(名 称)	(管理責任者)
・安全管理規程	業務課長
・運輸安全マネジメント実施マニュアル	業務課長
・運行管理規程	業務課長
・整備管理規程	業務課長

◎記録管理

(名 称)	(管理責任者)
・安全統括管理者から社長への報告内容	安全統括管理者
・内部監査に関する記録	業務課長
・内部監査以後の見直しに関する記録	業務課長
・安全運行対策会議の会議議事録	業務課長
・事故速報及び事故報告書	業務課長
・運転士等に関する指導・教育に関する記録	業務課係長
・運転士小集団活動のミーティング記録	業務課係長

以 上